身体障がい者手帳について

■身体障がい者（児）とは

疾病や事故等により、身体に永続する障がいのある方で、身体障がい者手帳（略称、身障手帳）を所持している方をいいます。

■障がいの種別

視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能
呼吸器機能、ぼうこう又は直腸の機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能

■身障手帳の障がいの程度

１級から６級までの区分があります。（数字が小さくなるほど重度となります。）

■各種障がい者・児童福祉制度の適用、利用には、身体障がい者手帳の交付を受けておくことが必要です。

■申請から交付までの流れ

※申請書・診断書用紙は、障がい福祉室、各障がい者相談支援センター(P.9-11)にあります。
※転入、転出、居住地・氏名の変更、返還は、障がい福祉室のみで受付

【指定医師の診察】
・診断
・診断書作成
※有効期間は
概ね３か月

↔

【申請準備】
・申請書、
・指定医師診断書
・写真１枚
（４cm×３cm）

→

【申請受付】
・障がい福祉室（本庁）
・各障がい者相談
支援センター(P.9-11)

↓

【審査】　社会
障がい福祉室　⇔　福祉審議会

←

【交付の通知】
申請者への郵送

←

【手帳受取り】
本人・家族
（障がい福祉室にて）

※申請後、交付まで約１か月かかります。
社会福祉審議会を経由する必要がある場合は、約２か月かかります。
※再認定により等級が下がる場合、早く申請されていても、再認定月の末頃に交付します。

	必　要　な　も　の
	※いずれの手続きでも、マイナンバーカード又は番号確認書類と、身元確認書類が必要になります。
新　規　交　付	交付申請書、指定医師診断書、写真（縦４cm×横３cm）
障がい程度変更等	再交付申請書、指定医師診断書、写真（縦４cm×横３cm） 身障手帳
手帳紛失・破損	再交付申請書、写真（縦４cm×横３cm）、（身障手帳）
居住地・氏名変更	変更届、身障手帳
返　還	返還届、身障手帳

療育手帳について

■知的障がい者（児）とは

知的障害者福祉法には定義づけられていませんが、発育期間中から続く知的発育の緩慢的な状態にあり、社会適応障がいを伴う方で、子ども家庭センター又は障がい者自立相談支援センターで知的障がいと判定された方をいいます。

■障がいの程度

重度（A）、中度（B1）、軽度（B2）の区分があります。

■各種障がい者・児童福祉制度の適用、利用には、療育手帳の交付を受けておくことが必要です。

■申請から交付までの流れ

※申請書は、障がい福祉室、各障がい者相談支援センター(P.9)にあります。

※転入、転出、居住地・氏名の変更、返還は、障がい福祉室のみで受付

【申請準備】
・申請書、
・写真１枚
（４cm×３cm）

→

【申請受付】
・障がい福祉室（本庁）
・各障がい者相談支援センター(P.9)

→

18 歳以上
【面談】
・障がい福祉室（本庁）
・各障がい者相談支援センター
【面談・判定】
大阪府障がい者自立相談支援ｾﾝﾀｰ
※２回目以降は面談が省略されることがあります。

18 歳未満
【面談・判定】
大阪府吹田子ども家庭センター

↓

【手帳作成】
吹田市　←　大阪府

←

【交付の通知】
申請者への郵送

←

【手帳受取り】
本人・家族
（障がい福祉室にて）

※申請後、交付まで約３か月かかります。

	必　要　な　も　の
新　規　交　付	交付申請書、写真（縦４cm×横３cm）、 本人のマイナンバーカード又は番号確認書類
更　新	更新申請書、写真（縦４cm×横３cm）、療育手帳 本人のマイナンバーカード又は番号確認書類
手帳紛失・破損	再交付申請書、写真（縦４cm×横３cm）、（療育手帳）
居住地・氏名変更	記載事項変更届出書、療育手帳
返　還	返還届出書、療育手帳